

令和 8 年

# 大和市議会第 1 回定例会議案書



## 目 次

ページ

議案第 2 号	大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例について .....	5
議案第 3 号	大和市職員定数条例の一部を改正する条例について .....	11
議案第 4 号	大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について .....	13
議案第 5 号	大和市市税条例の一部を改正する条例について .....	15
議案第 6 号	大和市コミュニティセンター設置条例及び大和市児童館条例の一部を改正する条例について .....	17
議案第 7 号	大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について .....	19
議案第 8 号	大和市介護保険条例の一部を改正する条例について .....	25
議案第 9 号	大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について .....	29
議案第 10 号	大和市火災予防条例の一部を改正する条例について .....	33
議案第 11 号	令和 7 年度大和市一般会計補正予算（第 10 号） （以下、議案第 22 号まで別冊のとおり。）	
議案第 12 号	令和 7 年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 13 号	令和 7 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
議案第 14 号	令和 7 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 15 号	令和 7 年度大和市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 16 号	令和 7 年度大和市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
議案第 17 号	令和 8 年度大和市一般会計予算	
議案第 18 号	令和 8 年度大和市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 19 号	令和 8 年度大和市介護保険事業特別会計予算	
議案第 20 号	令和 8 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 21 号	令和 8 年度大和市病院事業会計予算	
議案第 22 号	令和 8 年度大和市下水道事業会計予算	



## 議案第2号

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例について  
大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、寄附を活用する事業及び寄附金を管理運用する基金の再編等を行いたい必要による。

## 大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例

(大和市寄附条例の一部改正)

第1条 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開」を「本市を応援するためになされた寄附の活用」に、「高めていく」を「高め、及び本市の持続可能な発展に寄与する」に改める。

第2条を次のように改める。

(寄附を活用する事業の指定)

第2条 寄附金及び寄附金以外の寄附（以下「寄附金等」という。）を活用する事業は、別表に掲げるとおりとする。

2 寄附者は、その寄附金等を活用する事業を、別表に掲げる事業のうちから指定することができるものとする。

3 この条例に基づいて收受した寄附金等の寄附のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、使途を指定して寄附金等を募ることができる。この場合において、この規定に基づき收受した寄附金等が、当該使途による活用を果たしてなお残存したときは、別表第1号に掲げる事業で活用するものとする。

第3条第1項を次のように改める。

寄附者から收受した寄附金は、寄附者が指定し、又は前条第3項の規定により市長が指定した別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める基金により管理運用する。ただし、前条第4項の規定に基づき收受した寄附金は、大和市応援基金で管理運用する。

第3条第2項中「市長は、」の次に「寄附者の意向を反映するために必要があると認める場合その他」を加える。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

事業	左の事業での活用を指定した寄附金を管理運用する基金
1 大和市応援事業	大和市応援基金
2 子ども・子育て支援事業	
3 教育充実・奨学金給付事業	
4 保健福祉の充実事業	
5 生涯学習・スポーツ振興事業	
6 市民生活・商工農・まちづくり事業	
7 市民活動の推進事業	新しい公共を創造する市民活動推進基金
8 芸術及び文化活動の振興事業	大和市文化振興基金
9 自然環境の保全及び緑化の推進事業	大和市みどり基金

(大和市基金条例の一部改正)

第2条 大和市基金条例（平成19年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 大和市応援基金 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）別表第1号から第6号までに掲げる事業に必要な資金を積み立てること。

第1条第2号中「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）に基づく市民活動を推進するため」を「大和市寄附条例別表第7号に掲げる事業」に改め、「を目的とする」を削り、同条第3号から第9号までを削り、同条第10号中「を目的とする」を削り、同号を同条第3号とし、同条第11号中「を目的とする」を削り、同号を同条第4号とし、同条第12号中「まちづくり基金」を「施設整備基金」に改め、「を目的とする」を削り、同号を同条第5号とし、同条第13号中「を目的とする」を削り、同号を同条第6号とし、同条第14号中「を目的とする」を削り、同号を同条第7号とする。

第2条中「の額及び基金として繰り出す額又は」を「に」に改め、同条第1号中「新規施策推進基金、奨学基金、青少年健全育成基金、農業振興基金、保健福祉基金、国際化基金、生涯学習振興基金、文化会館建設基金及びまちづくり基金」を「大和市応援基金及び施設整備基金」に改める。

第4条第1項中「第1条第3号」を「第1条第1号から第5号まで」に改め、「当該年度の奨学金及び」及び「充当又は」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1条第13号」を「第1条第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第1条第14号」を「第1条第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市寄附条例の一部改正に伴う経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大和市寄附条例（以下「新寄附条例」という。）の規定は、施行日以後に收受した寄附金及び寄附金以外の寄附（以下「寄附金等」という。）について適用する。

3 施行日前に收受した寄附金のうち、第1条の規定による改正前の大和市寄附条例（以

下「旧寄附条例」という。) 第5条第1項又は第2項の規定により、旧寄附条例第2条第2号、第14号又は第16号に掲げる事業(次項において「特定事業」という。)を指定して寄附されたものは、施行日以後、次の各号に掲げる当該指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新寄附条例の規定を適用する。

(1) 旧寄附条例第2条第2号に掲げる事業 新寄附条例別表第7号に掲げる事業

(2) 旧寄附条例第2条第14号に掲げる事業 新寄附条例別表第8号に掲げる事業

(3) 旧寄附条例第2条第16号に掲げる事業 新寄附条例別表第9号に掲げる事業

4 施行日前に收受した寄附金(特定事業を指定して寄附されたものを除く。次項において同じ。)については、令和8年9月30日(以下「旧基金廃止日」という。)までの間は、なお従前の例により、旧寄附条例第3条第1項各号に定める基金で管理運用する。

5 施行日前に收受した寄附金は、旧基金廃止日の翌日以後、次の各号に掲げる旧寄附条例第5条第1項又は第2項の規定により指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新条例の規定を適用する。

(1) 旧寄附条例第2条第1号、第6号、第7号、第9号、第15号及び第17号に掲げる事業 新寄附条例別表第6号に掲げる事業

(2) 旧寄附条例第2条第3号及び第4号に掲げる事業 新寄附条例別表第3号に掲げる事業

(3) 旧寄附条例第2条第5号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号に掲げる事業

(4) 旧寄附条例第2条第8号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号又は第4号に掲げる事業

(5) 旧寄附条例第2条第10号から第13号までに掲げる事業 新寄附条例別表第5号に掲げる事業

(6) 旧寄附条例第2条第18号に掲げる事業 新寄附条例別表第1号に掲げる事業

6 施行日前に收受した寄附金以外の寄附の運用については、施行日以後も、なお従前の例による。

(大和市基金条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第2条の規定による改正前の大和市基金条例(次項において「旧基金条例」という。)第1条第1号及び第3号から第9号までの規定は、旧基金廃止日までの間は、なおその効力を有する。

- 8 旧基金条例第1条第1号及び第3号から第9号までに掲げる基金（次項において「旧基金」という。）に係る基金に積み立てる額及び運用益金の処理については、旧基金廃止日までの間は、なお従前の例による。
- 9 旧基金廃止日に旧基金に属している現金及び有価証券は、旧基金廃止日の翌日以後、第2条の規定による改正後の大和市基金条例第1条第1号に掲げる大和市応援基金に属するものとする。

議案第3号

大和市職員定数条例の一部を改正する条例について

大和市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、職員の定数を改定したい必要による。

大和市職員定数条例の一部を改正する条例

大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表定数の欄中「1,033人」を「1,080人」に、「2,002」を「2,049」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 議案第4号

大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

#### 提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じた本市職員の通勤手当の改定を行いたい必要による。

## 大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「越えない」を「超えない」に改め、「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「月」の次に「(当該月の通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び前項第2号」を「、第3項第2号に定める額及び前項第1号」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で  
1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

## 大和州市税条例の一部を改正する条例

大和州市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同項第1号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる」を「第78条第2項第4号に掲げる」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の第15条の2第1項（各号列記以外の部分に限る。）の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

議案第6号

大和市コミュニティセンター設置条例及び大和市児童館条例の一部を改正する条例について

大和市コミュニティセンター設置条例及び大和市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、大和市コミュニティセンター下鶴間会館及び大和市下鶴間児童館の移転に伴い、位置の変更等を行いたい必要による。

大和市コミュニティセンター設置条例及び大和市児童館条例の一部を改正する条例

(大和市コミュニティセンター設置条例の一部改正)

第1条 大和市コミュニティセンター設置条例(昭和54年大和市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1大和市コミュニティセンター下鶴間会館の項中「大和市下鶴間2516番地2」を「大和市下鶴間2880番地2」に改める。

別表第2中 「

集会室
休養室(和室)

」を 「

集会室
大会議室
休養室(和室)
小会議室

」に、「

保育室
-----

」を 「

保育室
中会議室

」

に改める。

(大和市児童館条例の一部改正)

第2条 大和市児童館条例(昭和44年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表大和市下鶴間児童館の項中「大和市下鶴間2516番地2」を「大和市下鶴間2880番地2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大和市コミュニティセンター設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に大和市コミュニティセンター下鶴間会館の集会室、休養室(和室)及び保育室についてした第1条の規定による改正前の大和市コミュニティセンター設置条例第17条第1項の規定による使用の承認及び同条例第22条の規定による使用料の納入であって、施行日以後の使用に係るものは、それぞれ大和市コミュニティセンター下鶴間会館の大会議室、小会議室及び中会議室についてした第1条の規定による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例第17条第1項の規定による使用の承認及び同条例第22条の規定による使用料の納入とみなす。

## 議案第7号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に係る改正等を行いたい必要による。

## 大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「及び第9条」を「、第9条及び第12条」に改める。

第5条第1号中「及び第23条第1項」を「、第15条及び第27条第1項」に改める。

第33条を第37条とし、第25条から第32条までを4条ずつ繰り下げる。

第24条中「第26条」を「第30条」に、「第24条」を「第28条」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項中「並びに」を「、」に改め、「第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）」の次に「並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のキ、ク及びケに掲げる額を減額した額」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 840円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
42円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

第23条第1項第2号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 600円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
30円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

第23条第1項第3号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 240円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
12円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第23条第3項中「及び被保険者均等割額(」を「、被保険者均等割額(」に改め、「」に限る。以下この項において同じ。)の次に「及び18歳以上被保険者均等割額(当該出産被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項の規定により当該18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以

上被保険者均等割額)に限る。以下この項において同じ。)」を加え、「及び被保険者均等割額から」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から」に、「及び被保険者均等割額を」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を」に改め、同条を第27条とする。

第22条第1項中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1号中「第16条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第25条とし、第20条を第24条とし、第16条から第19条までを4条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第23条」を「第27条」に、「本条」を「この条」に改め、同条を第19条とし、第14条を第18条とする。

第13条中「第16条、第20条及び第21条」を「第20条、第24条及び第25条」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について1,200円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額)

第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者(18歳以上被保険者に限る。)1人について60円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

附則第2項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附則第3項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第4項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第6項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第7項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第8項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第9項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第10項中「及び第23条第1項の」を「、第12条及び第27条第1項の」に、「第23条第1項に」を「第27条第1項に」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第11項中「及び第23条第1項の」を「、第12条及び第27条第1項の」に、「第23条第1項に」を「第27条第1項に」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第12項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第13項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第8号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例について

大和市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

## 大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次項から第12項までにおいて同じ。）又は」に改め、附則に次の見出し及び6項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 9 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第12項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。
- 10 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし」とする。
- 11 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第7号ア、

第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

1.2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、大和州市税条例（平成2年大和市条例第13号）第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、大和州市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、大和州市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

13 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

14 第12条第1項の規定にかかわらず、市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない納付義務者のうち、必要があると認めるものに対して、規則で定めるところにより、令和8年度分の保険料を減免することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同条第2項の規定を適用しないことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例  
について

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第43号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年大和市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義は、法」を「おいて使用する用語は、法において使用する用語」に改める。

第4条ただし書を削り、同条の表第2号中「非特定用途」を「特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）」に改め、同表備考第1項中「部分は、」の次に「非特定用途で、駐車施設を附置する必要がないものとして規則で定めるもの及び共同住宅の用途に供する部分（駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内に限る。）並びに」を加える。

第7条中「第18条第2項」の次に「若しくは第4項」を、「通知」の次に「（第10条第3項において「確認の申請等」という。）」を加える。

第9条第2項中「3. 7メートル以上、奥行6メートル以上」の次に「、はり下の高さ2. 3メートル以上」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

第10条第3項中「建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知」を「確認の申請等」に改める。

第17条を削り、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出）

第13条 第7条の規定による届出をした駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日

(2) 第9条第2項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定及び第13条を第14条とし、第12条の次に1条を加える改正規定 令和8年10月1日

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項の規定は、前項第2号に定める日以後に新築、増築及び第6条に規定する大規模の修繕等（以下「新築等」と総称する。）の工事に着手する建築物について適用し、同日前に新築等の工事に着手する建築物については、なお従前の例による。

3 改正後の第13条の規定は、第1項第2号に定める日以後に第7条の規定による届出に係る駐車施設を廃止した場合について適用する。



## 議案第10号

大和市火災予防条例の一部を改正する条例について

大和市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、林野火災注意報及び林野火災警報を発することができることとし、並びに対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

## 大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例（昭和37年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第17条の3」を「一第17条の3」に、「～第22条の2」を「一第22条の2」に、「～第28条」を「一第28条」に、「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2一第29条の7）」に、「～第32条」を「一第32条」に、「～第34条の2」を「一第34条の2」に、「～第42条」を「一第42条」に、「～第49条」を「一第49条」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること（ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。）。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、第29条各号に掲げる火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限に従うよう努めなければならない区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に掲げる火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定、第29条の改正規定、第3章の2の次に1章を加える改正規定、第42条の3第1項第3号の改正規定、第45条第1号の改正規定及び同条に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和8年3月31日